

ダイプラ製品に対する法の規制について

使用範囲一覧表

分類				適応部位		防火・準防火地域	法22条指定地域	その他	
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	【塩ビ畜産波板】 DW-9040 【ガラスネット波板】 DW-9009 【ポリカーボネート波板】 DW-0009 DW-0115(1)(アルミ製下地) DW-0115(2)(鋼製下地) 【ポリカファンカン波板】 DW-0025 (鋼製下地) DW-0026 (アルミ製下地) DW-0115(1)(アルミ製下地) DW-0115(2)(鋼製下地) 【ポリカーボネート折板】 DW-0074 (アルミ製下地) DW-0075 (鋼製下地)	スケート場 水泳場 スポーツの練習場 その他 これに類する 運動施設	その他これに類する運動施設 ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途	屋根	延焼のおそれのある部分以外の部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする 面積の制限はなし			
		不燃性の物品を取り扱う荷捌き場 その他 これと同等以上に 火災の発生の恐れ の少ない用途	その他これらと同等以上に 火災の発生の恐れ の少ない用途 ・通路、アーケード、休憩場 ・十分に外気に開放された停留場 自動車車庫(床面積30㎡以下) 自転車置き場 ・機械製作工場						延焼のおそれのある部分
		畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場							
簡易な構造の建築物	上記DW認定品 JIS K 6735 [建告1443号による]	自動車車庫(150㎡未満)		屋根壁	延焼のおそれのある部分以外の部分	階数1かつ3000㎡以内まで可 (法84条の2、令136条9、10) ※建築物の部分にあっては、準耐火構造の壁、又は令126条の2第二項に規定する防火設備で区画する			
		スケート場、水泳場、スポーツの練習場 その他これに類する運動施設							
		不燃性の物品の保管 その他これと同等以上に火災の発生の恐れ の少ない用途							
		畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場および養殖場				延焼のおそれのある部分	不可		